

## 平成20年度の国民健康保険税の税率が変わります



■国民健康保険は、市民の皆様の国民健康保険税と国などからの補助金等で運営しています。

国民健康保険税は、**基礎課税額**（医療給付費分）、**後期高齢者支援金課税額**及び**介護納付金課税額**（40歳以上65歳未満）の合計額です。このうち介護納付金分は、平成12年度の介護保険制度の創設以来一度も税率改定を行っておらず、本来納付すべき額に対して、ここ数年、毎年3,000万円を超える不足が生じてきています。国民健康保険基金がほとんどない本市では、苦しい運営が続いています。

■このようなことから、この不足する介護納付金分を解消するために、今回税率改定を行いました。また、医療給付費分については、これまでの軽減措置を維持するため、国の基準に基づいて応能分（所得割・資産割）と応益分（均等割・平等割）の割合を見直し、65歳以上の世帯は平均で減額となり、高齢者の方に配慮した調整を行ったものです。

■今回の改定により、介護納付金を納める40歳以上65歳未満の方につきましては、国民健康保険税の負担が増えることになりましたが、国民健康保険の健全運営のため、市民の皆様のご理解をお願いします。改定は次のとおりです。

均等割と平等割の単位：円

	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				合計			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
改定後	5.50%	15.90%	17,600	17,000	1.80%	7.30%	6,200	6,800	1.60%	8.60%	8,000	4,600	8.90%	31.80%	31,800	28,400
改定前	5.90%	18.70%	16,400	16,800	1.80%	7.30%	6,200	6,800	0.56%	5.60%	5,000	3,000	8.26%	31.60%	27,600	26,600
差	△0.40%	△2.80%	1,200	200	0	0	0	0	1.04%	3.00%	3,000	1,600	0.64%	0.20%	4,200	1,800

※なお、改定後の標準的な世帯（40歳以上65歳未満の夫婦2人、子ども2人：課税所得200万円・固定資産税5万円）で、国民健康保険税を試算した場合、県下18市の中では下から2番目となります。

■問合せ 税務課課税係 TEL72-1111 内線154・155 市民健康課保険医療係 内線147・148

### 国民健康保険税の年金天引き（特別徴収）について

今年4月から、国民健康保険税の年金天引き（特別徴収）が始まっています。

対象となるのは、世帯内の国民健康保険加入者が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）です。ただし、次のような世帯主の方は対象となりません。

- ①老齢基礎年金の年額が18万円未満の方
- ②介護保険料と国民健康保険税の合算額が老齢基礎年金受給額の2分の1を超える方
- ③年金の支給停止を受けている方
- ④年度途中で75歳になる方
- ⑤今年4月から介護保険料が年金天引きされる方

■問合せ 税務課課税係 内線154・155

### 平成20年度から国民健康保険税の2割軽減に関する申請が不要に

国民健康保険加入世帯の合計基準所得が基準以下の場合、保険税の平等割と均等割が軽減されます。

今まで2割軽減の場合は、該当世帯の申請が必要でしたが、平成20年度から、医療制度改正により申請は不要になりました。7割・5割軽減と同様に2割軽減につきましても該当している世帯には、あらかじめ減額して計算し通知します。

なお、住民税（所得税）の申告がなされていない世帯には、適用されませんので早めに申告をお願いします。

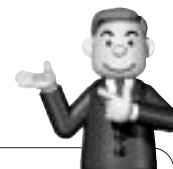
■問合せ 税務課課税係 内線154・155

## 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料について



■高齢化が進み医療費が増大する中、適切な高齢者医療を持続していくために、「老人保健制度」に代わり今年4月からスタートしました。

この制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、保険財政の安定化を図るために、広域的な保険運営を行う独立した医療制度です。保険の事務と財政運営を、県内の全市町村が加入する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と枕崎市が連携して行っています。



### 【対象となる方】

鹿児島県内にお住まいの75歳以上の方または65歳から74歳で一定の障害のある方（県外の場合は介護保険施設などに入所の方）

### 【保険料の計算方法】※賦課限度額は、年額50万円です。

保険料

→ ■所得割額、均等割額の合計金額。介護保険同様に一人ひとりに対して保険料が賦課されます。

所得割額

→ ■被保険者の前年所得に応じて計算します。  
（総所得金額－基礎控除33万）×所得割率（8.63%）  
※総所得とは、年金、農業、給与などの合計所得

均等割額

→ ■被保険者全員に均等に負担していただく金額です。45,900円（世帯の所得により軽減措置があります）

### 保険料の納め方【特別徴収】と【普通徴収】

#### 【特別徴収】

- 老齢基礎年金の年間受給額が18万円以上の方  
→ 老齢基礎年金からの天引き、偶数月（4、6、8、10、12、2月）に支払われる老齢基礎年金から保険料が天引きされます。

※4、6、8月は仮徴収額（平成18年中の所得をもとに保険料を計算します）

※10、12、2月は本徴収額（平成19年中の所得をもとに保険料を計算した保険料から、仮徴収額を差し引いた残りを年金から天引きします）

#### 【普通徴収】

- 次の方は、8月から普通徴収となります。
- 老齢基礎年金の年間受給額が18万円未満の方  
→ 納入通知書や口座振替による納入。
- 老齢基礎年金の年間受給額が18万円以上であるが、介護保険料との合計額が老齢基礎年金支給額の半分以上を超える場合。  
→ 介護保険料は特別徴収、後期高齢者医療保険料は普通徴収。
- 世帯の中で、後期高齢者とその他の医療保険（国保等）に加入している方がいる場合は、それぞれの属する保険者に保険料を納めることとなります。

■問合せ：税務課課税係 TEL72-1111 内線154・155